



宮 崎 県 公 報

平成28年3月31日(木曜日)号外 第17号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

企業局企業管理規程

○企業局公有財産取扱規程の一部を改正する企業管理規程	1
○宮崎県企業局職員人事評価実施規程	2
○宮崎県公営企業管理者の所管に属する審査請求等の手続に関する規程	3
病院局企業管理規程	
○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程	4
○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程	4
○宮崎県病院事業職員人事評価実施規程	6
病院局公営企業告示	
○指定代理納付者の指定	7
○公金の収納の事務の委託について	7
公安委員会規則	
○特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	7
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則及び宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則	9

監査委員告示

○公印規程の一部を改正する告示	19
代表監査委員訓令	
○宮崎県監査事務局処務規程の一部を改正する訓令	20
選挙管理委員会規程	
○宮崎県選挙管理委員会の所管に属する異議の申出及び審査の申立ての手続に関する規程	20
収用委員会告示	
○宮崎県収用委員会の所管に属する審査請求の手続に関する規程	21
海区漁業調整委員会告示	
○宮崎海区漁業調整委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規程	21
海区漁業調整委員会指示	
○漁業法に基づく指示(2件)	21
内水面漁場管理委員会告示	
○宮崎県内水面漁場管理委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規程	22
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示	22
県議会告示	
○宮崎県議会の所管に属する審査請求等の手続に関する規程	22

企業局企業管理規程

企業局公有財産取扱規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県企業局長 四 本 孝

宮崎県企業局企業管理規程第1号

企業局公有財産取扱規程の一部を改正する企業管理規程

企業局公有財産取扱規程(平成25年宮崎県企業局企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
[前略]	[前略]
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 行政財産 地方公営企業の用に供する資産のうち自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。	(2) 行政財産 地方公営企業の用に供する資産のうち自治法第238条第4項に規定する行政財産をいう。
(3) 普通財産 地方公営企業の用に供する資産のうち自治法第238条第3項に規定する普通財産をいう。	(3) 普通財産 地方公営企業の用に供する資産のうち自治法第238条第4項に規定する普通財産をいう。

(4) ~ (11) [略]

[中略]

(行政財産の目的外使用許可)

第29条 総務課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人又は国若しくは地方公共団体その他公共団体にあっては行政財産使用許可申請書（別記様式第17号）を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにし、決裁を受けなければならない。ただし、企業局長が特に必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(1) ~ (14) [略]

2 ~ 4 [略]

[中略]

様式第18号

[略]

年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 4 第 7 項の規定により次の条件をつけて許可します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に異議申立てをすることができます。

[略]

(文書取扱 総務課)

(4) ~ (11) [略]

[中略]

(行政財産の目的外使用許可)

第29条 総務課長は、行政財産の目的外使用許可を受けようとする者については、個人又は国若しくは地方公共団体その他公共団体にあっては行政財産使用許可申請書（別記様式第17号）を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにし、決裁を受けなければならない。ただし、企業局長が特に必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(1) ~ (14) [略]

2 ~ 4 [略]

[中略]

様式第18号

[略]

年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 4 第 7 項の規定により次の条件をつけて許可します。

[略]

6 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

(1) この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上記(1)の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県企業局長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(文書取扱 総務課)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県企業局職員人事評価実施規程をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県企業局長 四 本 孝

宮崎県企業局企業管理規程第2号

宮崎県企業局職員人事評価実施規程

(趣旨)

第1条 職員の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人事評価 能力・行動評価、業績評価及び総合評価の総称をいう。

(2) 能力・行動評価 職員の職及び職種に応じて発揮することが求められる能力に照らし、職務の遂行において発揮した能力及び行動

について、客観的に評価することをいう。

(3) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標に対する取組その他の取組により挙げた業績について、客観的に評価することをいう。

(4) 総合評価 能力・行動評価及び業績評価の結果に基づき、職員の能力及び行動並びに業績について、総合的に評価することをいう。

(5) 人事評価シート 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の人事評価を記録する用紙で、職員の職及び職種に応じて企業局長が定めるものをいう。

（人事評価の管理等）

第3条 人事評価に関する事務処理及び人事評価シートの管理は、人事評価システムにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、企業局長が別に定める方法により行うものとする。

（被評価者の範囲）

第4条 被評価者は、一般職に属する職員（企業局長が指定する職員を除く。）とする。

（人事評価の体制）

第5条 人事評価は、1次評価者、2次評価者及び総括評価者（次項において「評価者」という。）が実施するものとする。

2 評価者は、原則として、人事評価に関する研修を受講した被評価者の管理者又は監督者とする。

（評価期間）

第6条 能力・行動評価は、10月1日から翌年9月30日までの期間を評価期間とし、毎年1回実施するものとする。

2 業績評価は、4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間をそれぞれ評価期間とし、それぞれの期間において1回実施するものとする。

（人事評価の手続）

第7条 被評価者は、人事評価の開始に際し、総括評価者との面談等を行った上で、業務目標を設定するものとする。

2 被評価者は、評価期間における能力・行動評価、業績評価及び総合評価について自己評価を行うものとする。

3 1次評価者は、被評価者との面談等により前項の自己評価の内容を確認した上で、1次評価を行うものとする。

4 2次評価者は、前2項の規定により行われた評価を参考として2次評価を行うものとする。この場合において、前項の1次評価について適正を欠くと認めるときは、1次評価者に再評価を行わせることができるものとする。

5 総括評価者は、前3項の規定により行われた評価を参考として評価を行うものとする。この場合において、第3項の1次評価又は前項の2次評価について適正を欠くと認めるときは、当該評価を行った評価者に再評価を行わせることができるものとする。

（人事評価の結果の開示等）

第8条 総括評価者は、被評価者との面談等により人事評価の結果を当該被評価者に開示するとともに、当該人事評価の結果に基づき適切な助言等を行うものとする。

（苦情等への対応）

第9条 被評価者は、人事評価に関する相談及び苦情等の申出を行うことができるものとする。

2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、企業局総務課において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。

3 苦情処理委員会は、前項の申出があった場合は、必要な審査等を行い、その結果を申出者及び総括評価者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この企業管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県公営企業管理者の所管に属する審査請求等の手続に関する規程をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県企業局長 四 本 孝

宮崎県企業局企業管理規程第3号

宮崎県公営企業管理者の所管に属する審査請求等の手続に関する規程

行政不服審査法（平成26年法律第68号）、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及び行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）の規定に基づく公営企業管理者（公営企業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第47号）第5条に規定する管理者をいう。）の所管に属する審査請求等の手続については、知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則（平成28年宮崎県規則第16号）の規定の例による。

附 則

この企業管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第 4 号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）					
区	分	単 位	金 額	備 考	区	分	単 位	金 額	備 考	
[略]					[略]					
3	分娩料	診療時間内	1児に	<u>150,000円</u>	[略]	3	分娩料	診療時間内	1児に	<u>170,000円</u>
			つき	<u>75,000円</u>					つき	<u>85,000円</u>
		同	<u>170,000円</u>	同				<u>190,000円</u>		
	診療時間外	平日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分（土曜日は、午前8時30分）から午後10時まで	同	<u>85,000円</u>		診療時間外	平日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分（土曜日は、午前8時30分）から午後10時まで	同	<u>95,000円</u>	
		平日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	<u>180,000円</u>			平日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	<u>200,000円</u>	
[略]					[略]					

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第 5 号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(企業出納員の設置)			(企業出納員の設置)		
第4条 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる職にある者をもって充てる。			第4条 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる職にある者をもって充てる。		
[略]			[略]		
県立宮崎病院	医事課長	[略]	県立宮崎病院	医事・経営企画課長	[略]
県立延岡病院	医事課長	[略]	県立延岡病院	医事・経営企画課長	[略]
県立日南病院	医事課長	[略]	県立日南病院	医事・経営企画課長	[略]

2～8 [略]

(資金前渡のできる経費の指定)

第47条 令第21条の5第1項第15号の規程により資金前渡できる経費は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(概算払のできる経費の指定)

第53条 [略]

(契約保証金)

第82条 [略]

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 自治令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約(工事請負契約等)でその工期等が2箇年を超えるもの(以下「過去2箇年の間にあるもの」)を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(7) [略]

(履行遅滞)

第90条 [略]

2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 [略]

(入札)

第105条 入札者は、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を1件ごとに作成して封書にし、所定の日時まで提出しなければならない。この場合において、入札者が他人に代理させるときは、代理状を提出させなければならない。

(入札の執行取消し等)

第106条 [略]

(入札の効力)

第107条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) [略]

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3)・(4) [略]

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6)・(7) [略]

(最低制限価格)

2～8 [略]

(資金前渡のできる経費の指定)

第47条 令第21条の5第1項第15号の規程により資金前渡できる経費は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 外国に所在する金融機関への送金により支払う経費

(概算払のできる経費の指定等)

第53条 [略]

2 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額の確定後、速やかに当該概算払を受けた者に精算をさせなければならない。

(契約保証金)

第82条 [略]

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 自治令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約(工事請負契約等)でその工期等が2箇年を超えるもの(以下「過去2箇年の間にあるもの」)を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(7) [略]

(8) 不動産の買入れ若しくは借入れ又は物件の移転補償を行う契約その他これに類する契約で契約保証金を納めさせる必要がないと認められる契約を締結するとき。

(履行遅滞)

第90条 [略]

2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 [略]

(入札)

第105条 入札者は、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を1件ごとに作成して封書にし、所定の日時まで提出しなければならない。この場合において、入札者が他人に代理させるときは、委任状を提出させなければならない。

(入札の執行取消し等)

第106条 [略]

(入札の効力)

第107条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) [略]

(2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札

(3)・(4) [略]

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札

(6)・(7) [略]

(最低制限価格)

<p>第 110 条 [略]</p> <p>2 契約担当者は、最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に記載しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第 119 条 令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(随意契約を行う場合の特例)</p> <p>第 119 条の 2 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する規程で定める手続きは、次に掲げる手続とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(履行期限延長の手続等)</p> <p>第 180 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 2.9 パーセント (この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。) とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率によることができる。</p> <p>5 [略]</p>	<p>第 110 条 [略]</p> <p>2 契約担当者は、最低制限価格を設けたときは、<u>第 104 条に規定する</u>予定価格調書に記載しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第 119 条 令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(随意契約を行う場合の特例)</p> <p>第 119 条の 2 令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する管理規程で定める手続きは、次に掲げる手続とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(履行期限延長の手続等)</p> <p>第 180 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第 2 項本文の延納利息の率は、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率</u> (この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。) とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率によることができる。</p> <p>5 [略]</p>
--	--

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県病院事業職員人事評価実施規程をここに公表する。

平成 28 年 3 月 31 日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第 6 号

宮崎県病院事業職員人事評価実施規程

(趣旨)

第 1 条 職員の人事評価については、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 能力・行動評価、業績評価及び総合評価の総称をいう。
- (2) 能力・行動評価 職員の職及び職種に応じて発揮することが求められる能力に照らし、職務の遂行において発揮した能力及び行動について、客観的に評価することをいう。
- (3) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標に対する取組その他の取組により挙げた業績について、客観的に評価することをいう。
- (4) 総合評価 能力・行動評価及び業績評価の結果に基づき、職員の能力及び行動並びに業績について、総合的に評価することをいう。
- (5) 人事評価シート 人事評価の対象となる期間 (以下「評価期間」という。) における職員の人事評価を記録する用紙で、職員の職及び職種に応じて病院局長が定めるものをいう。

(被評価者の範囲)

第 3 条 被評価者は、一般職に属する職員 (病院局長が指定する職員を除く。) とする。

(人事評価の体制)

第 4 条 人事評価は、1 次評価者、2 次評価者及び総括評価者 (次項において「評価者」という。) が実施するものとする。

2 評価者は、原則として、人事評価に関する研修を受講した被評価者の管理者又は監督者とする。

(評価期間)

第 5 条 能力・行動評価は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの期間を評価期間とし、毎年 1 回実施するものとする。

2 業績評価は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をそれぞれ評価期間とし、それぞれの期間において 1 回実施するものとする。

(人事評価の手続)

- 第 6 条 被評価者は、人事評価の開始に際し、総括評価者との面談等を行った上で、業務目標を設定するものとする。
- 2 被評価者は、評価期間における能力・行動評価、業績評価及び総合評価について自己評価を行うものとする。
- 3 1次評価者は、被評価者との面談等により前項の自己評価の内容を確認した上で、1次評価を行うものとする。
- 4 2次評価者は、前 2 項の規定により行われた評価を参考として2次評価を行うものとする。この場合において、前項の1次評価について適正を欠くと認めるときは、1次評価者に再評価を行わせることができるものとする。
- 5 総括評価者は、前 3 項の規定により行われた評価を参考として評価を行うものとする。この場合において、第 3 項の1次評価又は前項の2次評価について適正を欠くと認めるときは、当該評価を行った評価者に再評価を行わせることができるものとする。
(人事評価の結果の開示等)
- 第 7 条 総括評価者は、被評価者との面談等により人事評価の結果を当該被評価者に開示するとともに、当該人事評価の結果に基づき適切な助言等を行うものとする。
(苦情等への対応)
- 第 8 条 被評価者は、人事評価に関する相談及び苦情等の申出を行うことができるものとする。
- 2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、経営管理課において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、前項の申出があった場合は、必要な審査等を行い、その結果を申出者及び総括評価者に通知するものとする。
(委任)
- 第 9 条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成28年 3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 指定代理納付者の指定を受けた者
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通2丁目5番32号
- 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第 6 条に規定する料金等
- 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

病院局公営企業告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 3月31日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

病 院 名	委 託 先	委 託 期 間
県立宮崎病院	弁護士法人 一番町綜合法律事務所	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
県立延岡病院		
県立日南病院		

公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第10号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年宮崎県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第 2 号（第 2 条関係） (表) [略] (裏) (教示) 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安	様式第 2 号（第 2 条関係） (表) [略] (裏) (教示) 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安

員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第5条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮

様式第5号(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第5条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮

崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第6条関係）

（表）

〔略〕

（裏）

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第6条関係）

（表）

〔略〕

（裏）

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則及び宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第11号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則及び宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則の一部を改正する規則

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則の一部改正）

第1条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の処分基準に関する規則（平成18年宮崎県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号の4までを次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 3 条関係)

第 号

認定に関する通知書

住 所
氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

第 号

認 定 取 消 処 分 通 知 書

認定年月日

認定証番号

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

第 号

指 示 書

住所
氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
第22条第1項 第25条第2項第1号 の規定によ
り、以下のとおり指示します。

指示事項

理由

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号の 2 (第 5 条関係)

指 示 書

第 年 月 日

自動車運転代行業者の名称
殿

宮崎県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号の 3 (第 5 条関係)

指 示 書

第 年 月 日

自動車運転代行業者の名称
殿

宮崎県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る自動車	使用の本拠の位置	
	自動車(登録)番号	
指示事項	など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指示の理由		

(注意)

この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項等の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の処分を受けることがあります。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号の 4 (第 5 条関係)

指 示 書

第 年 月 日 号

自動車運転代行業者の名称
殿

宮崎県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 5 号から別記様式第 7 号までを次のように改める。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

<h2>営業停止命令書</h2>				第 号
住所				
氏名又は名称				殿
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律				第23条第1項 第25条第2項第2号
り、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。				の規定によ
1	営業停止の範囲			
2	営業停止の期間			
	年	月	日から	
	年	月	日まで	
3	理由			
	年	月	日	
				宮崎県公安委員会 印
(教示)				
1	この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。			
2	この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。			
	なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。			

様式第 6 号 (第 8 条関係)

第 号

営 業 廃 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定によ
り、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 7 号 (第 9 条関係)

交付年月日	・	・
交付番号		
車両の使用制限書		
宮崎県公安委員会 印		
命 令 の 年 月 日	年	月 日
使用者である自動車運転 代行業者の氏名 (法人に あつては、その名称及び 代表者の氏名) 及び住所		
主たる営業所の所在地		
使用の本拠の位置		
車両の番号標の番号		
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	
運 転 禁 止 の 理 由		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第 2 条 宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則(平成22年宮崎県公安委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 6 号(第 7 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、<u>異議申立て</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、<u>処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 <u>処分の取消しの訴え(取消訴訟)</u>は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、<u>提起</u>しなければなりません。ただし、その期間内であっても、<u>処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができなくなります。</p> <p>なお、<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>処分の取消しの訴え</u>は、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができなくなります。</p>	<p>様式第 6 号(第 7 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分に<u>について</u>不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3</u>か月以内に、<u>宮崎県公安委員会</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、<u>この処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、<u>上記1の審査請求のほか</u>、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができます。ただし、その期間内であっても、<u>この処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができなくなります。</p> <p>なお、<u>上記1の審査請求</u>をした場合には、<u>処分の取消しの訴え</u>は、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができなくなります。</p>
<p>様式第 8 号(第 9 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(教示)</p> <p><u>処分の取消しの訴え(取消訴訟)</u>は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、<u>提起</u>しなければなりません。ただし、その期間内であっても、<u>処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができなくなります。</p>	<p>様式第 8 号(第 9 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分に<u>について</u>不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3</u>か月以内に、<u>宮崎県公安委員会</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、<u>この処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、<u>上記1の審査請求のほか</u>、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができます。ただし、その期間内であっても、<u>この処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができなくなります。</p> <p>なお、<u>上記1の審査請求</u>をした場合には、<u>処分の取消しの訴え</u>は、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>処分の取消しの訴え</u>を提起することができなくなります。</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

監査委員告示

公印規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年 3 月31日

宮崎県監査委員

宮崎県監査委員告示第 1 号

公印規程の一部を改正する告示

公印規程（昭和39年宮崎県監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公印取扱主任） 第 4 条 [略] 2 前項の公印取扱主任は、 <u>局長が指定する主幹</u> をもってあてる。	（公印取扱主任） 第 4 条 [略] 2 前項の公印取扱主任は、 <u>監査第一課長補佐</u> をもって充てる。

附 則

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

代表監査委員訓令

宮崎県監査事務局処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年 3 月31日

宮崎県代表監査委員 高 橋 博

宮崎県代表監査委員訓令第 1 号

監査事務局

宮崎県監査事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県監査事務局処務規程（平成24年宮崎県代表監査委員訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（事務局の専決事項） 第 3 条 事務局長は、次に掲げる事務について専決処理する。 （1）～（7） [略] （8） 事務局職員の給与、勤務時間及び休暇の承認（監査第一課長の専決事項に属するものを除く。）に関する事。	（事務局の専決事項） 第 3 条 事務局長は、次に掲げる事務について専決処理する。 （1）～（7） [略] （8） 事務局職員の給与、勤務時間及び休暇の承認（監査第一課長及び <u>監査第二課長</u> の専決事項に属するものを除く。）に関する事。 <u>（9） 事実の証明に関する事。</u>
（監査第一課長の専決事項） 第 4 条 監査第一課長は、次に掲げる事務について専決処理する。 （1）～（6） [略]	（監査第一課長の専決事項） 第 4 条 監査第一課長は、次に掲げる事務について専決処理する。 （1）～（6） [略] <u>（7） 事実の証明に関する事（職員（退職した職員を含む。）の履歴事項証明に関する事を除く。）。</u>
（監査第一課課長補佐の専決事項） 第 6 条 監査第一課の課長補佐は、次の各号に掲げる事務について専決処理することができる。 （1）・（2） [略]	（監査第一課課長補佐の専決事項） 第 6 条 監査第一課の課長補佐は、次の各号に掲げる事務について専決処理することができる。 （1）・（2） [略] <u>（3） 事実の証明（定例的又は軽易なもの）に関する事。</u>
（その他必要な事項） 第11条 この規程に定めるもののほか、事務の処理については、知事の定める宮崎県職員服務規程（平成18年訓令第10号）、文書取扱規程（平成 2 年訓令第 5 号） <u>及び職員の被服貸与規則（昭和35年宮崎県規則17号）</u> を準用する。	（その他必要な事項） 第11条 この規程に定めるもののほか、事務の処理については、知事の定める宮崎県職員服務規程（平成18年訓令第10号）、文書取扱規程（平成 2 年訓令第 5 号）、 <u>職員の被服貸与規則（昭和35年宮崎県規則17号）及び宮崎県職員人事評価実施規程（平成28年訓令第 6 号）</u> を準用する。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会規程

宮崎県選挙管理委員会の所管に属する異議の申出及び審査の申立ての手續に関する規程をここに公表する。

平成28年 3 月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎県選挙管理委員会規程第 1 号

おりとする。

操業区域	漁獲可能量
共同漁業権第 1 号から第 9 号内	3.6 トン
共同漁業権第 9 号から第 12 号内	若干
共同漁業権第 13 号及び第 18 号内	6.0 トン
計	9.6 トン

(注) 「若干」としている区域は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の

採捕実績程度となるようにすることが必要である。

- 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会という。」）は、1 に定めるカサゴの漁獲量の上限の 8 割に達した場合、その事実をかさが延縄漁業の届出を行った者に対し通知するとともに、毎日の漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。
- 委員会は、1 に定めるカサゴの漁獲量の上限を超過し、若しくは超過するおそれがある場合はかさが延縄漁業の届出を行った者に対し当該漁業の採捕停止を命じることができるものとする。
- かさが延縄漁業の届出を行った者は、委員会が 3 によりかさが延縄漁業の採捕停止を命じた場合、その命令に従わなければならない。
- この指示の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

内水面漁場管理委員会告示

宮崎県内水面漁場管理委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規程をここに公表する。

平成 28 年 3 月 31 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

宮崎県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

宮崎県内水面漁場管理委員会の所管に属する審査請求等の手続に関する規程

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）及び行政不服審査法施行条例（平成 27 年宮崎県条例第 47 号）に基づく、宮崎県内水面漁場管理委員会の所管に属する審査請求等の手続については、知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則（宮崎県規則第 16 号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 140 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、うなぎをはじめとする内水面における多様な生態系の保全・改善のため、次のとおり指示する。

平成 28 年 3 月 31 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 指示の内容

下表の区域においては、水産動植物の採捕をしてはならない。

ただし、国の機関又は地方公共団体が、調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）又は水産多

面的機能発揮対策事業に基づきその活動組織がモニタリングのため採捕する場合は、この限りでない。

なお、河川については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している。

河川名	区域
友内川	延岡市友内橋から下流友内川水門までの区域（干潟を含む）

2 指示の有効期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

県議会告示

宮崎県議会の所管に属する審査請求等の手続に関する規程をここに公表する。

平成 28 年 3 月 31 日

宮崎県議会議長 星 原 透

議会告示第 2 号

宮崎県議会の所管に属する審査請求等の手続に関する規程

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）及び行政不服審査法施行条例（平成 27 年宮崎県条例第 47 号）の規定に基づく宮崎県議会の所管に属する審査請求等の手続については、知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則（平成 28 年宮崎県規則第 16 号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。